

平成 27 年度 評議員等資格審査委員会活動報告

評議員の資格喪失に関する定款施行細則改正の件

(評議員の資格喪失)

第 3 条 評議員は、次の場合にその資格を喪失する。

- 1) 評議員退任届が提出されたとき。
- 2) 正当な理由なしに 2 年連続で社員総会を欠席した場合。社員総会の出席は 1 年のうち少なくとも定時または臨時のどちらかに出席した場合には当該年度の社員総会に出席したものとみなす。委任状の提出は出席と認めない。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。
- 3) 社員総会欠席の「正当な理由」を以下のように定める。
 - (1) 緊急対応を要する用件（緊急手術など突発的に発生した診療業務など）
 - (2) 社員総会より優先度が高いと考えられる用件（重要な会議など）

* 予定手術や通常外来診療など予定変更可能なものは「正当な理由」とは認められない
- 4) 任期中に 66 歳の誕生日を迎えた者は、次期定時総会后、その資格を失う。